

平成 21 年 11 月 11 日

厚生労働大臣
長 妻 昭 殿

社団法人 日本医師会
会長 唐澤 祥人

要 望 書

本年 5 月の新型インフルエンザ A (H1N1) の国内発生以降、各地域の医療機関は、地域住民の健康保持のため、昼夜を問わず真摯に対応しております。

しかし、新型インフルエンザワクチンの接種につきましては、費用負担や接種回数など国の方針が二転三転するなか、供給の過剰な統制と相俟って、地域医療の混乱は極まっております。

さらに、季節性インフルエンザワクチンの接種と時期が重なり、かつ同ワクチンの絶対量が不足していること、定点医療機関当たりのインフルエンザ患者数が 30 を超える「警戒レベル」に達するなどさまざまな負担が重なる状況で、各医療機関は診療時間を延長するなどの対応で、必死に地域医療を支えているのが実情です。

これまで本会は、新たなウイルスの蔓延という非常事態であるとの認識のもと、可能な限り国の方針に協力してまいりましたが、このままでは、地域医療の崩壊は火を見るよりも明らかであります。

このような状況に鑑み、より多くの国民が安心してワクチン接種を受けることのできる体制の確保、受託医療機関の過剰な負担を解消するため、以下の事項の可及的速やかな実現を強く要望いたします。

- 一、 季節性インフルエンザワクチンの供給
 - ・ 必要量の緊急輸入の実施

- 一、 新型インフルエンザワクチンの接種順位・回数
 - ・ 地域の実情を考慮した可及的速やかな前倒しの実施（幼児（1歳以上）、小学校低学年）
 - ・ すべての希望者への第1回接種の実現

- 一、 新型インフルエンザワクチンの供給体制の整備
 - ・ 未接種の医療従事者分のワクチンの確保
 - ・ 診療所を中心とした1mlバイアルの納入など、受託医療機関の実情に応じた供給の確保
 - ・ 過剰な供給統制の緩和による十分なワクチン供給量の確保と速やかな流通の徹底

- 一、 新型インフルエンザワクチンの適切な接種体制
 - ・ 各地域の実情に応じた集団的な接種への対応が可能となるよう、学校や行政の協力による具体的な実施方法の提示

- 一、 適切な情報提供の実施
 - ・ 受託医療機関への優先的かつ正確な情報提供の徹底
 - ・ 接種を受けるための手順、優先順位の考え方など、各都道府県、市区町村なども活用した、国民に対する十分かつわかりやすい情報提供の徹底
 - ・ 国民、医療現場の混乱を回避するため、メディアへの情報提供に際する慎重な対応

- 一、 速やかな組織培養によるワクチン製造の実現

- 一、 受託医療機関の過剰な負担を解消するため、医療現場の意見の十分な施策への反映と、日本医師会との事前協議の徹底